

熊本市市民参画と協働の推進条例の改正について

改正前

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、小学校区等の身近な地域及び環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むとともに、市長等は合意の形成過程において必要な支援に努めるものとする。

改正後（案）



(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

2 市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。

3 前項に規定するもののほか、市長等は、第1項に規定する合意の形成の過程において必要な支援に努めるものとする。

【解説】

●**第1項**では、小学校区等の身近な地域を対象とした課題解決に必要な情報を整理・共有（例：校区カルテ）して、地域に関わる市民が合意を形成するための話し合いを行うとともに、区全体で取り組むべき課題の解決や、更には環境問題や福祉、子育てなど様々な分野ごとの課題解決においても、市民と行政が合意形成に取り組むこととしています。

●**第2項**では、区ごとに抱える地域課題の解決のためには、行政だけではなく、区に関係する多様な主体が自主的に様々なアイデアを出し合い、相互に提案していくことのできる仕組みを充実していくことが必要であることから、行政が、それぞれの区の課題解決に向けた合意の形成ができるよう協議の場を設け、第4条第1項に基づき施策へ反映するよう努めることとしています。

●**第3項**では、行政は、相互の意見等が反映された合意が形成されるよう主体の一つとしての役割を担うほか、市民活動団体間の調整役として必要に応じ支援していくこととしています。これまでも「校区自治協議会」や「健康くまもと21」などで取り組まれてきたような市民同士又は市民と行政の協議の場の更なる充実（地域コミュニティセンターの設置、関係協議会や市民検討会議等の設置、開催）などにより、市民の自主的な意見集約の支援を行います。